

第 1 節 学校教育

1 学校園の概要（総務部、学校管理部）

(1) 市内所在学校園数

（令和6年5月1日現在） 単位：園、校

区 分	幼稚園	小学校	中学校	高 等 学 校			高等 専門 学校	短期 大学	大 学	支援 学校	専修 学校	各種 学校	技術 専門 校等	合 計
				全日制	定時制	通信制								
市 立	4	92	43	1	1	—	—	—	—	3	—	—	—	144
府 立	—	—	—	15	2	—	—	—	1	4	—	—	1	23
国 立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
私 立	22	2	4	8	—	2	—	2	6	—	16	—	—	62
合計	26	94	47	24	3	2	—	2	7	7	16	—	1	229

（注）高等学校のうち複数の課程を併置している学校はそれぞれの課程で1校として計上している。
また、市立支援学校は分校も1校として計上している。
大阪公立大学は府立大学として計上している。

(2) 市立学校園

① 学校園一覧

ア 幼稚園（4園）

園 名	所 在 地	電話番号	園 名	所 在 地	電話番号
三 国 丘	堺区北三国ヶ丘町4-1-12	232-3193	津 久 野	西区津久野町3-7-17	262-0758
白 鷺	東区白鷺町2-8-2	285-0001	みはら大地	美原区菅生587	361-8772

イ 小 学 校 (92校)

校 名	所 在 地	電 話 番 号	校 名	所 在 地	電 話 番 号
三 宝	堺区三宝町5-286	238-0001	八 下 西	東区引野町1-110	286-1611
錦 西	堺区神明町西2-1-1	232-1056	白 鷺	東区白鷺町2-8-1	285-8585
市	堺区市之町西3-1-14	223-4610	浜 寺 石 津	西区浜寺石津町中2-3-28	241-6505
錦 綾	堺区錦綾町1-6-19	228-5183	浜 寺 東	西区浜寺船尾町東1-101	265-1141
浅 香 山	堺区今池町5-4-43	238-0003	向 丘	西区上野芝向ヶ丘町6-7-1	278-0340
錦	堺区九間町東3-1-17	232-1036	平 岡	西区堀上緑町1-6-1	271-5044
熊 野	堺区熊野町東5-1-49	233-3227	福 泉	西区菱木2-2186-1	273-1861
榎	堺区榎元町2-3-11	233-2552	福 泉 上	西区上127-1	274-4611
三 国 丘	堺区北三国ヶ丘町5-1-1	232-2818	福 泉 東	西区草部946-1	274-9311
英 彰	堺区寺地町西4-1-1	221-8666	鳳	西区鳳中町2-22	262-0124
新 湊	堺区西湊町6-6-1	244-6776	鳳 南	西区鳳南町1-7	272-1200
少 林 寺	堺区少林寺町東4-1-1	232-1126	津 久 野	西区津久野町3-14-11	262-0303
安 井	堺区南安井町4-1-5	238-5341	家 原 寺	西区家原寺町1-7-1	274-3401
大 仙 西	堺区大仙西町4-129	241-2977	上 野 芝	西区神野町2-25-1	271-4123
神 石	堺区石津町2-6-1	241-2151	浜 寺	西区浜寺諏訪森町東2-163	261-9407
大 仙	堺区大仙中町16-1	241-0888	浜 寺 昭 和	西区浜寺昭和町2-282	261-0677
東 陶 器	中区陶器北2556	236-0036	福 泉 中 央	南区桃山台4-17-1	298-3045
西 陶 器	中区田園570	236-0035	桃 山 台	南区桃山台2-6-1	299-0038
福 田	中区福田727	235-9286	宮 山 台	南区宮山台2-2-1	297-0515
東 百 舌 鳥	中区土塔町139	236-0288	竹 城 台	南区竹城台3-2-1	297-0777
土 師	中区土師町3-35-1	277-9020	竹 城 台 東	南区竹城台1-10-1	235-0070
八 田 荘	中区八田寺町231	271-0335	上 神 谷	南区片蔵1425	297-0028
八 田 荘 西	中区毛穴町268-2	270-0048	若 松 台	南区若松台1-3-1	292-0001
宮 園	中区宮園町4-1	278-0981	茶 山 台	南区茶山台2-5-1	291-1104
東 深 井	中区深井水池町3214	278-2791	三 原 台	南区三原台3-2-1	291-0394
久 世	中区平井999	278-0324	泉 北 高 倉	南区高倉台3-5-1	293-3800
深 阪	中区深阪5-15-1	237-3210	槇 塚 台	南区槇塚台3-39-1	291-6000
深 井	中区深井中町1409	278-0108	は る み	南区晴美台3-3-1	290-1112
深 井 西	中区深井北町926	278-6301	原山ひかり	南区原山台4-3-1	293-5028
日 置 荘	東区日置荘西町2-46-1	285-0260	庭 代 台	南区庭代台3-12-1	298-3033
日 置 荘 西	東区日置荘西町6-9-1	285-5238	御 池 台	南区御池台2-3-1	298-7500
登 美 丘 東	東区丈六224	236-2130	赤 坂 台	南区赤坂台2-2-1	298-3030
登 美 丘 西	東区大美野135	236-0031	新 檜 尾 台	南区新檜尾台3-7-1	298-7300
登 美 丘 南	東区草尾596	236-6051	美 木 多	南区鴨谷台1-48-1	297-0821
野 田	東区北野田897-2	236-0065	城 山 台	南区城山台1-20-1	299-6571
南 八 下	東区菩提町5-228	285-0614	新 金 岡	北区新金岡町1-4-1	252-1723

(次頁へ続く)

(前頁の続き)

校 名	所 在 地	電 話 番 号	校 名	所 在 地	電 話 番 号
光 竜 寺	北区新金岡町3-7-1	251-2032	五箇 荘 東	北区北花田町2-203	255-7911
新 金 岡 東	北区新金岡町4-1-9	255-8414	新 浅 香 山	北区東浅香山町3-31-4	254-5081
北 八 下	北区中村町250	252-0212	中 百 舌 鳥	北区中百舌鳥町6-1033-2	258-2650
百 舌 鳥	北区百舌鳥梅町2-498	252-0477	大 泉	北区新金岡町4-9-1	251-2816
西 百 舌 鳥	北区百舌鳥西之町1-82	258-0231	黒 山	美原区阿弥93	361-0602
東 三 国 丘	北区東三国ヶ丘町2-2-1	252-0263	平 尾	美原区平尾360	361-0029
東 浅 香 山	北区大豆塚町1-60	252-1081	美 原 北	美原区大保19	361-0002
金 岡	北区金岡町1254	252-0028	八 上	美原区大饗117-1	361-0810
金 岡 南	北区金岡町1182-1	258-3104	美 原 西	美原区太井548	362-4891
五 箇 荘	北区新堀町2-58	252-1418	さつき野	美原区さつき野東1-6-1	362-4689

ウ 中 学 校 (43校)

校 名	所 在 地	電 話 番 号	校 名	所 在 地	電 話 番 号
月 州	堺区神南辺町1-1	238-0968	浜 寺 南	西区浜寺南町1-55	262-6225
浅 香 山	堺区今池町5-3-8	233-3586	福 泉 南	南区桃山台3-7-1	298-0001
殿 馬 場	堺区櫛屋町東3-2-1	238-8101	宮 山 台	南区宮山台1-1-1	297-2233
三 国 丘	堺区向陵西町3-6-15	221-8511	若 松 台	南区若松台3-34-1	297-0129
大 浜	堺区大浜南町2-4-1	238-1988	三 原 台	南区三原台1-12-1	291-0395
陵 西	堺区大仙西町2-79	244-4086	晴 美 台	南区晴美台3-8-1	291-5300
旭	堺区大仙中町11-1	241-1827	原 山 台	南区原山台4-2-1	299-5135
泉ヶ丘 東	中区陶器北184	236-2421	庭 代 台	南区庭代台2-19-1	298-3043
東 百 舌 鳥	中区新家町260	236-5441	赤 坂 台	南区赤坂台2-1-1	298-3040
八 田 荘	中区八田北町580-11	270-0601	美 木 多	南区鴨谷台1-47-1	299-3700
深 井	中区深井沢町2470-1	270-0067	金 岡 北	北区新金岡町1-5-1	252-0378
平 井	中区平井346	277-9015	八 下	北区中村町977-20	252-0412
深井 中央	中区深井北町220-1	278-7681	陵 南	北区百舌鳥西之町1-75	252-1801
日 置 荘	東区日置荘北町3-11-28	285-0460	長 尾	北区長曾根町1179-5	252-0347
登 美 丘	東区高松408	236-2426	金 岡 南	北区金岡町2469	258-0233
野 田	東区南野田101-1	235-3727	五 箇 荘	北区新堀町1-85-2	254-0031
南 八 下	東区菩提町2-58	286-5571	中百舌鳥	北区中百舌鳥町6-1034-11	257-4535
浜 寺	西区浜寺船尾町西5-60	261-2205	大 泉	北区新金岡町4-9-1	251-6311
上 野 芝	西区上野芝向ヶ丘町5-25-1	278-0540	美 原	美原区小平尾390	361-0271
福 泉	西区山田2-55	271-0267	美 原 西	美原区大饗102-2	361-6500
鳳	西区鳳西町1-159-1	265-1441	さつき野	美原区さつき野東1-6-1	362-4707
津 久 野	西区神野町2-16-1	274-0215			

エ 高等学校 (1校)

校 名	所 在 地	電 話 番 号
堺 (全日制)	堺区向陵東町1-10-1	240-0840
(定時制)	〃	240-0841

オ. 支援学校 (3校)

校 名	所 在 地	電話番号	校 名	所 在 地	電話番号
百舌鳥支援	北区百舌鳥西之町1-124	252-3081	上神谷支援	南区御池台4-24-1	298-2859
百舌鳥支援 (分校)	堺区大仙中町11-2	244-5940			

② 学校園の施設等 (学校管理部 学務課、学校施設課)

(令和6年5月1日現在)

区 分	校数	児 童 生 徒 数 (人)	学級数	校 (園) 地 面 積 (㎡)	左 の う ち 運動場面積 (㎡)	校 舎 延 べ 面 積 (㎡)	屋 内 運 動 場 面 積 (㎡)
幼 稚 園	総 数	4	255	14	20,382	7,791	5,794
	1園当たり		63	3	5,095	1,947	1,448
小 学 校	総 数	92	39,074	1,783	1,671,818	772,046	525,017
	1校当たり		424	19	18,171	8,391	5,706
中 学 校	総 数	43	19,921	752	1,091,099	573,857	296,404
	1校当たり		463	17	25,374	13,345	6,893
高 等 学 校	総 数	1	705	29	42,203	21,667	21,328
支 援 学 校	総 数	3	475	109	55,869	15,901	14,196
	1校当たり		158	36	18,623	5,300	4,732

③ 教職員数 (総務部 総務課、教職員人事部)

(令和6年5月1日現在) 単位：人

区 分	校 園 長	副 校 長 教 頭	教 諭 (講 師)	養 護 教 諭	栄 養 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	栄 養 職 員	合 計
幼 稚 園	4	1	27	1	—	—	—	—	—	33
小 学 校	91	92	2,222	105	33	—	113	—	8	2,664
中 学 校	42	45	1,340	50	7	—	60	16	—	1,560
高 等 学 校	2	3	94	3	—	2	11	—	—	115
支 援 学 校	2	5	215	5	4	—	6	—	—	237
合 計	141	146	3,898	164	44	2	190	16	8	4,609

(注) 技術職員は用務担当16人(再任用職員を含む。)である。

校 園 長 欄 の 高 等 学 校 に 准 校 長 1 人 を 含 む。

副 校 長 ・ 教 頭 欄 の 幼 稚 園 に 准 園 長 1 人、中 学 校、支 援 学 校 に そ れ ぞ れ 副 校 長 1 人 を 含 む。

④ 教員の採用者数と初任給（教職員人事部）

区 分		採用者数（令和6.5.1）	初 任 給 基 準（円）	
幼・小・中学校 幼稚園	教諭・養護教諭 ・栄養教諭（小・中）	小学校 142	大 卒	2級17号給 222,500
		中学校 94	短大 卒	2級7号給 199,500
	講師・養護助教諭	幼稚園 8	大 卒	1級25号給 218,300
		小学校 198 中学校 222	短大 卒	1級15号給 196,800
高 等 学 校	教諭・養護教諭	5		2級9号給 222,500
				2級1号給 204,300
	講師・養護助教諭・ 実 習 助 手	38		1級25号給 218,300 1級15号給 196,800 1級5号給 171,800
特 別 支 援 学 校	教諭・養護教諭 ・栄養教諭	16		2級9号給 222,500 2級1号給 204,300
	講師・養護助教諭	92		1級25号給 218,300 1級15号給 196,800

⑤ 授業料等（学校管理部 学務課）

区 分		授業料	入学金	入 学 検 定 料
高 等 学 校	全 日 制	年額 118,800円	5,650 円	2,200 円
	定 時 制	年額 32,400円	2,100 円	950 円

⑥ 令和5年度 授業料等の減免状況（学校管理部 学務課）

市立堺高等学校全日制及び定時制の課程の生徒のうち、原級留置者の卒業支援のため授業料の免除（令和5年度1人、32,400円）を行っている。

2 人権教育（学校教育部）

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を一日も早く解決し、「すべての人が尊重される社会」をつくるためには、市民一人ひとりが生涯を通じて人権の意義やその重要性を理解し、人権尊重の心を育み、態度や行動に結びつけていくことが重要である。

このことは、人々のたゆみない努力によって達成されるものであるが、中でもその基礎となる教育の果たす役割は大きい。

本市教育委員会は、「堺市同和教育基本方針」等を踏まえ、平成12年3月（平成14年4月改訂）に、人権教育を総合的・計画的に推進していくための「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を策定し、人権尊重意識を普遍化し「人権擁護宣言都市」にふさわしい人権文化に満ちあふれたまちづくりを実現するため、学校園、家庭、地域、職場などのあらゆる生活の場や機会をとらえて、人権教育・人権啓発の推進を図ってきた。令和3年6月に、従来の「人権教育基本方針」と「人権教育推進プラン」を整理統合し、策定した「堺市人権教育推進方針」に基づき、人権教育・人権啓発を一層推進していく。

また、本市では、平成17年4月（令和4年3月改定）の「堺市人権施策推進計画」策定に伴い、その実施主体である「堺市人権施策推進本部」に「教育部会」を設置し、教育委員会として学校教育・社会教育に係る施策を積極的に推進している。

さらに、各学校園においては、平成20年に文部科学省から出された「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」や、本市の教育の充実に向けた基本的な方向性を定めた「第3期未来をつくる堺教育プラン」（令和3年2月策定）の理念を踏まえ、豊かな人権感覚を持つ次代を担う子どもたちを育むための取り組みを推進している。

(1) 学校園における人権教育の推進

- ① 各学校園の人権教育年間指導計画をもとに、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、幼児児童生徒の豊かな人権感覚の育成を図る。
- ② 各学校園の実情や幼児児童生徒の実態及び地域や家庭の生活に存在する人権問題等の実態を踏まえ、令和4年5月に市立全学校園に送付した指導資料（人権教育研修動画・学習指導案）の積極的な活用に向け、校内研修等で指導法等について紹介をしている。

(2) 教職員に対する研修

- ① 令和3年6月に策定した「堺市人権教育推進方針」を基にした人権教育の授業実践を進め、教職員の人権意識の高揚と実践力の向上を図るための研修を実施する。
- ② 基本研修（初任者・発展研修、新規採用者研修、経験者研修、専門研修等）及び管理職研修、総合研修等において、子どもの人権についての教育、同和教育、ジェンダー平等教育、障害者理解教育、在日外国人・国際理解教育、福祉教育、性的指向及び性自認に関する人権についての教育等さまざまな人権に関する教育についての研修を拡充し実施する。
- ③ 堺市人権教育研究会及び堺市在日外国人教育研究会等と連携し、各学校園の人権教育に関する実践の交流を進め、人権教育の深化・充実に努める。

(3) 保護者等への啓発

PTAを対象とした研修会の開催等を通して、人権教育について保護者等への啓発を進める。

3 指導・研修（総務部、学校教育部、教育センター）

(1) 特別支援教育

特別支援教育とは、障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、個々の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。支援学校や支援学級、通級指導教室のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校園において実施している。

なお、学校教育法等の一部改正に伴い、障害のある子どもの教育にかかわる用語について、本市では下記のように使用している。

堺市の特別支援教育に係る用語				
法令	特別支援教育	特別支援学校		特別支援学級 通級による指導
堺市	特別支援教育	支援学校		支援学級 通級指導教室
		百舌鳥支援学校	上神谷支援学校	

① 支援学級・支援学校設置状況

（令和6年5月1日現在）

区 分		知的障害	自閉症 情緒障害	肢体 不自由	難聴	病弱・ 身体 虚弱	弱視	百舌鳥 支援 学 校	百舌鳥 支援学 校分校	上神谷 支 援 学 校
小 学 校	学校数（校）	92	92	15	4	34	0	1	1	1
	学級数（学級）	191	233	15	4	35	0	29	1	36
	児童数（人）	1172	1506	35	8	97	0	122	1	147
中 学 校	学校数（校）	41	43	6	0	15	1	1	1	1
	学級数（学級）	78	91	6	0	16	1	20	1	22
	生徒数（人）	469	547	10	0	40	2	94	1	110

② 通級指導教室（令和6年5月1日現在）

小学校：64教室 中学校：26教室 計：898人（自校通級：808人、他校通級：90人）

③ 特別支援教育施策

支援学級支援員・支援学校支援員・幼稚園支援員の配置／支援教育サポーター・支援学校サポーター・合理的配慮協力員の活用／発達障害児等専門家派遣の実施／支援学校のセンター的機能の充実（外部専門家派遣）／小中支援学校宿泊学習支援の実施／行事参加車両借上げ／医療的ケア看護職員の配置／啓発資料等の発行

(2) 生徒指導

堺市生徒指導基本方針

① 生徒指導の目標

生徒指導は、すべての児童生徒に、生き生きとした学校生活を保障し、集団の中で学ぶよろこびを通じて、個性を伸長すると同時に、社会的資質や行動力を高め、人格の健全な発達をめざすものである。

そのため、人権尊重の精神を基盤に、一人ひとりの個性に応じて、その進路に明るい展望を開き、自己価値観を確立して正しく生きぬく力を培うよう指導・援助するものである。

② 生徒指導の基本的な考え方

ア 人権尊重の精神にもとづき、一人ひとりの児童生徒を常にかけがえのない存在としてとらえ、人間性豊かな発達を希求するものである。

イ すべての教職員が一致協力して、生徒指導体制を確立するとともに、家庭および地域社会、関係諸機関といった密接な連携のもとに充実・徹底を図るものである。

ウ 生徒指導はすべての学校教育活動の中にはたらく機能であり、児童生徒の全人的な発達にかかわる教育活動の諸側面を統合して進めることが肝要である。

エ 「ゆとりある、充実した教育」の創造に、全校的に取り組むことが必須の条件である。特に「わかる授業」「仲間のいる楽しい学級」の実現に努力することが学校不適應を克服する鍵である。

オ すべての児童生徒の可能性を信じ、それぞれが自己理解を深め、自己指導をして、自己実現を図る過程を援助するものである。

特に自ら考え、正しく判断する力を養うことは基本的生活行動様式確立の根幹である。

カ 一人ひとりの児童生徒の心身の発達について理解を深め、現在の生活実態に即しながら具体的、実際の活動として、推進するものである。

キ 児童生徒、一人ひとりの内面的理解を深めながら、教師と児童生徒やその保護者及び児童生徒相互の受容的な人間関係を確立して、愛情豊かな中に内面に迫るきびしさをもった指導、援助を組織的、継続的に推進するものである。

③ スクールカウンセラー配置事業

臨床心理士等の資格を持つ専門家をスクールカウンセラーとして学校に配置し、幼児児童生徒に対してカウンセリング等による支援を行うとともに、教職員・保護者に対する助言・援助を行う。

④ スクールサポート事業

学校の荒れにつながる喫緊の課題等に対して早期解決を図るため、教育委員会の指導主事及び校長OB等、警察官OBからなる学校危機管理アドバイザー、生徒指導サポートスタッフを派遣し、学校の指導体制のありかたや対応について協議し、生徒指導体制の見直しを行うとともに、学校と連携し、教員の指導をサポートしたり、子どもに対する働きかけを行ったりするなど、直接的、集中的な支援を行う。また、校長等が弁護士（スクールロイヤー）に相談して、法的な見地からの助言等を受けることができるようにし、学校が抱える課題の早期解決を図る。

⑤ いじめ・暴力防止(CAP)プログラム事業

子どもが自分自身の大切さを自覚することや他者を大切にすること、虐待や暴力行為等の危機的状況を自分で切り抜けるための知識や方法、人権侵害等について学び、たくましく生き抜くための力を養うことを支援する。

⑥ 生徒指導アシスタント派遣事業

学校における生徒指導体制の充実を図るため、教員と連携し、児童生徒の動向の把握や生徒指導に関する補助等、学校での教育活動全般における支援を行う。

⑦ スクールソーシャルワーカー活用事業

福祉に関する専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを学校に配置・派遣し、不登校や問題行動などに対し、学校とともに子どもの置かれた環境に働きかけたり、子ども相談所などの関係機関とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて、課題の解決を図っていく。

⑧ SAFEプログラムの実施

イラストボードを使って、子どもと教員が対話型で学習を進める教育プログラムで、子どもの安全を大人が守るだけでなく、子ども自身が自らを守るため潜在的な危険を察知し、危機的状况の中で何ができるかを考える力を養うことができるよう、小学校教員を対象に研修を行う。

⑨ いじめ巡回相談員の巡回訪問

教育委員会事務局に配置している学校教育に精通した相談員が市立全学校を定期的に巡回訪問し、学校のいじめ問題への対応を把握するとともに、学校に対し、いじめ問題の解決に向けた相談・助言等の支援を行う。

⑩ 学校の安全対策

子どもが被害にあわないためには、子ども自身が防犯に関する理解を深め、危険予測能力や危険回避能力を身につけることが重要である。そのため、学校安全指導員や警察の指導のもと不審者が侵入場面を想定した避難訓練を実施している。さらに、危機的な状況での教職員の対応能力向上のため、学校安全指導員や警察によるサスマタ等の使用法の講習を行っている。また、各小学校区で地域人材やPTAを中心に「子どもの安全見まもり隊」を組織し、主に登下校時の見守り活動を実施している。

(3) 帰国及び渡日児童生徒の適応指導

海外から帰国及び渡日して間もない児童生徒が、学校生活において本来の能力を発揮できるように、日本語指導員等を配置し適応指導の充実を図っている。

市立小・中学校における日本語指導を必要とする海外からの帰国及び渡日児童生徒の在籍数

(令和6年5月1日現在) 単位：人

	中国	スペイン	ポルトガル	タガログ	韓国・朝鮮	英語	ベトナム	タイ	ネパール	アラビア	その他	計
中学校	55	21	8	24	5	5	15	7	21	1	36	198
小学校	127	8	5	17	2	18	85	1	6	4	31	304
合計	182	29	13	41	7	23	100	8	27	5	67	502

(4) 進路指導

今日、子どもたちをとりまく社会環境は大きく変化している。こうした中、児童生徒が「生きる力」を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、さまざまな課題に柔軟に対応し、自立していく力を身に付けるキャリア教育の推進が重要となってきた。

進路指導においては、卒業後の進路を決定するだけにとどまらず、子どもたちが将来的な展

望をもって自らの生き方について考え、生涯にわたって自己実現を図っていくための能力や態度を身に付けるとともに、望ましい職業観を育成できるよう、指導・援助を行っている。

令和5年度市立中学校・高等学校卒業生の進路

(令和6年5月1日現在) 単位：人、()内は%

区 分		進 学	就 職	進学・就職	そ の 他	合 計
中学校		7,073 (97.4)	26 (0.4)	0 (0.0)	160 (2.2)	7,259 (100.0)
高等学校	全日制	100 (51.3)	88 (45.1)	0 (0.0)	7 (3.6)	195 (100.0)
	定時制	2 (11.1)	16 (88.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	18 (100.0)

(注) 1 中学校卒業生の「その他」には、高等専修学校、各種学校、高等職業技術専門校等を含む。

2 高等学校定時制卒業生の「就職」には、入学時・在学時に就職していた者も含む。

(5) 中学校夜間学級

事情により、義務教育を修了していない人や実質的に十分な教育を受けられないまま卒業した人を対象に、殿馬場中学校内に夜間学級を設置し、中学校教育を受けられるようにしている。

在籍生徒数 (令和6年5月1日現在) 単位：人

1年	2年	3年	合 計
10	17	64	91

(6) その他学校教育の充実に向けて

① 学力向上推進事業

ア 各種調査の実施及び分析

児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てる。また、各種調査のデータを基に、総合学力プロフィールを作成し、各学校に提供することで、同一集団の経年比較による、検証改善サイクルに取り組む仕組みを構築する。

イ 学校園への研究支援

各学校園等の個別のニーズに対応した研究支援として、講師招聘や先進校視察、研究会への参加に加え、指導主事の派遣などの支援を行い、総合的な学力の育成を図る。

② 英語教育推進事業

小・中・高等学校で一貫した外国語教育を実施する。小学校から、言語や文化について体験的に理解を深め、音声を中心に外国語に慣れ親しむことからはじめ、自分の気持ちを伝え合う基本的な技能を身に付ける。中学校及び高等学校では、対話的な言語活動を一層重視し、生徒が自分の考えを表現する力を高める。児童生徒が英語を使う環境を日常的に確保するため、ネイティブスピーカー等を派遣する。また、アウトプット機会を創出し即興的なやりとりを充実させるために、中学2年生で海外の英会話講師とのオンライン英会話を実施する。

③ 学校図書館教育推進事業

学校図書館の活性化を図ることにより、豊かな心や人間性、教養、想像力等を育む自由な読書活動や読書指導の場としての読書センター機能と、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、授業の内容を豊かにしてその理解を深める学習センター機能、児童生徒や教員の情報

ニーズに対応するとともに、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する情報センター機能を構築し、学校図書館教育の推進を図る。

④ 社会的実践力推進事業（キャリア教育、環境・防災教育 等）

子どもたち一人ひとりの社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を育成し、勤労観及び職業観の形成・確立を図ることを目的として、特別活動を要に、各教科等の特質に応じて、「キャリア・パスポート」「キャリアマップ」等を活用しながら、系統的なキャリア教育を実施する。また、環境・防災教育においては、持続可能な社会をつくる力の育成をめざすとともに、小中一貫した防災教育カリキュラムをもとに、発達段階に応じて、主体的に考え行動できる力を育み、助け合いの心を醸成する。

⑤ 部活動の活性化

中学校運動部の種目別拠点校を設置するとともに、全中学校に外部指導者を派遣する。また、教員の負担軽減を図れるよう、教員に替わって部活動の顧問となり、指導や試合引率、部活動の運営を行う部活動指導員を配置する。

なお、全国大会、近畿大会に出場する中・高等学校の生徒に対し、交通費等を補助するとともに奨励金を支給する。さらに、各中学校へ部活動運営に係る用具整備費を支援する。

⑥ ジェンダー平等教育の推進

すべての子どもが性別にとらわれることなく、その能力や個性を尊重した教育を推進し、将来の自己形成につながるジェンダー平等教育に取り組む。性の多様性について学習する機会を確保し、固定的な性差や性別役割分担意識を払拭できるよう、すべての教育活動について常に点検し、見直していく。

⑦ 交響楽団芸術鑑賞事業

子どもたちが一流の芸術文化にふれ、豊かな情操を育成できるよう、市内のホールを活用し、プロの交響楽団による演奏を鑑賞する機会を提供する。

⑧ 堺版コミュニティ・スクール推進事業

「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、学校教育活動において地域・保護者と連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」を実現することを目的とする。

平成29年度から「学校協議会」の設置による「堺版 コミュニティ・スクール」を全小中学校で実施している。

⑨ 堺元気っ子づくり推進事業

学校・家庭・地域が「連携」から「協働」の関係を確立し、地域社会をあげて青少年の健全育成に向けた取り組みを円滑かつ効果的に推進することを目的として、堺元気っ子づくり推進事業を実施する。

⑩「新たな学校のあり方」の推進

急激に変化する時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育み、子どもたちの可能性を引き出すため、これからの堺の学びとして「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実をめざし、中学校区を構成する小・中学校を「学校群」という1つのチームとして捉え、義務教育9年間を見通したカリキュラムの編成や授業の改善、それらを支える学校群を中心としたマネジメントに取り組む。

新たな学校マネジメントモデル事業：8中学校区

(7) **堺市子ども教育ゆめ基金**（総務部 総務課）

子どもが安全で健やかに育ち、未来に夢と希望を持つことができる教育環境の整備や、科学教育振興のための事業の資金に充てるため、平成18年3月に堺市子ども教育ゆめ基金を設置した。主に、部活動推進事業や科学教育推進事業等に活用している。

4 教育センター

(1) 施設の概要

所在地 中区深井清水町1426（堺市教育文化センター内）
電話番号 270－8120
開設年月日 平成9年4月1日
休館日 日曜日、祝休日、12月29日から翌年1月3日までの日

(2) 事業の概要

教職員研修の実施／堺・教師ゆめ塾セミナーの実施／堺・学校インターンシップ事業の実施／学力向上の推進／教育情報資料の収集・保存及び提供／科学教育の振興／教育相談（面接教育相談・子ども電話教育相談）／教育支援教室の運営／学校教育ICT化の推進／幼児教育センターに関する事

① 教職員研修

令和5年度研修実施状況 全70講座 延395回開催 延参加教職員数16,670人

堺のめざす教職員像『情熱』『指導力』『人間力』をそなえた教職員の実現をめざし、以下の研究、研修を実施している。

ア 授業力・指導力の向上に関する研究

教科等に関する専門的知識・技能の習得と実践的指導力の向上を図るとともに、学校教育活動の具体的な実践について研究を深める。

・中学校授業づくり研修・特別支援教育推進研修 等

イ 法定研修

教育公務員特例法に基づき、教職経験年数に応じた研修等を実施し教職員として職務を遂行するために必要な資質能力の向上を図る。

・初任者・発展研修 中堅教諭等資質向上研修（5年次、8年次、15年次）指導改善研修

ウ 職務に応じた研修（管理職）

今日の社会や教育の動向及び本市における教育課題についての認識を深め、危機管理能力をはじめ学校管理運営に必要な資質能力の向上を図る。

・新任校園長、教頭研修 ・校園長研修 ・教頭研修 等

エ 職務に応じた研修（役職、校務分掌等）

それぞれの役職や校務分掌等の職務を遂行するために必要な知識や考え方を知り、資質能力の向上を図る。

・拠点校指導教員・初任者指導教員研修 ・研修主任研修 ・通級指導教室担当者研修
・幼保小合同研修 ・小学校理科専科研修 ・教育ICT化担当集合研修 等

オ 一般教職員研修

自己啓発を促し、教員としての資質能力の向上を図るとともに、教育課題を創造的に解決しようとする教職員の研修や実践を支援する。

・人権教育研修 ・幼児教育研修 ・中学校理科スキルアップ研修 ・教育相談事例研修
・GIGAスクール構想における情報モラル指導研修 等

② 堺・教師ゆめ塾セミナー

堺市学校園で活動する又は、活動を希望する堺市教員をめざす大学3年生以上、大学院生、社会人を対象とし、ゆめ塾セミナーで教育実践理論や技能を学んだり、授業中の教育活動においてゆめ塾セミナー指導員の実地指導で学んだりすることで、理論と実践を往還させ、将来の学校教育を担う人材を育成する。

	実施校(校)	参加人数(人)
令和3年度	46	56
令和4年度	47	75
令和5年度	32	51

③ 堺・学校インターンシップ

学校教育活動の活性化を図るため、教職を希望する大学1、2年生等を学校園に派遣し、教科学習の指導補助、総合的な学習の時間や体験活動の指導補助、行事の補助等の活動を行う。また、インターンシップ生を対象とした教育委員会主催の研修会を計画的に実施し、将来の本市の学校教育を担う人材の育成と確保をめざす。

	実施校(校)	参加人数(人)
令和3年度	65	120
令和4年度	74	160
令和5年度	104	176

④ 科学教育振興

科学教育の振興と充実を図るため、教職員に対する科学教育研修を実施するとともに科学催事(「堺科学教育フェスタ」)・堺サイエンスクラブなどを実施している。

また、堺市学校理科展覧会を開催し、小学校・中学校・高等学校の児童生徒の理科研究、並びに製作物の公開・展示・発表を行っている。令和5年度の参加総作品は12,386点で、そのうち優良賞作品数は736点であった。

⑤ 教育相談

ア 面接教育相談

教育全般に関わる相談について、小・中学校の子ども、保護者、教職員との面接相談を実施している。令和5年度の延べ面接相談人数は6,264人で、そのうちソフィア教育相談の面接相談人数は3,990人、ふれあい教育相談の面接相談人数は2,274人であった。

イ 子ども電話教育相談「こころホーン」

市民からの教育にかかわる相談に毎日24時間、電話で応じている。令和5年度は1,844件の相談が寄せられた。

相談所管	相談事業名	電 話	受付時間帯	相談内容
教育センター 企画相談課 TEL 270-8120 FAX 270-8130	子ども電話教育相談 (こころホーン)	つながれこころひとつ 270-5561	毎日24時間受付	子どもの 教育全般に 関わる相談
	ソフィア教育相談 (ソフィア・堺5階)	270-8121 (予約による面接)	火～土 9:00～17:30	
	ふれあい教育相談 (人権ふれあいセンター3階)	245-2527 (予約による面接)	火～土 9:00～17:30	

⑥ 教育支援教室の運営

小学校4年生～中学校3年生を対象に、学校に行きたくても行けずに悩んでいる子どもたちが、自習学習やさまざまな活動をとおして元気を取り戻し、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうようにすることを目的に支援を行っている。連絡・面談などを通じて学校や保護者と連携して支援している。令和5年度の通室人数は、教育支援教室スプリングポート93人、教育支援教室ユーアイルーム48人、出張教育支援教室（深井教室）56人、出張教育支援教室（梅教室）22人であった。

教育支援教室スプリングポート	堺区錦之町西2丁2-34	電話番号	232-5053
教育支援教室ユーアイルーム	美原区黒山167-9（美原区役所別館）	電話番号	362-2554
出張教育支援教室事務室	中区深井清水町1426（ソフィア・堺内）	電話番号	270-8151
・出張教育支援教室（深井教室）	中区深井清水町1426（ソフィア・堺内）		
・出張教育支援教室（梅教室）	南区桃山台2丁1-2（梅文化会館内）		

○堺市不登校支援ネットワーク連絡協議会

令和5年度に設置。フリースクール等の民間施設、教育委員会、学校が不登校支援における各機関の連携について情報交換、意見交換を行っている。令和5年度は1回開催。

⑦ 学校教育ICT化の推進

教育情報ネットワークを活用し、「授業改善」「学力の向上」「校務事務の効率化」を主たる目的に、学校教育のICT化を進めている。

GIGAスクール構想（多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できるICT教育環境）を実現するため、令和2年度に児童生徒1人1台の学習端末の整備及び高速大容量の通信ネットワークの整備を完了した。子どもたち一人ひとりがICTを積極的に活用し、「個別最適な学び」「協働的な学び」を進め、新時代を生きる子どもたちが自分たちの未来を切り拓くための力を育んでいく。

また、校務事務のICT化については、グループウェア、校務支援システムやクラウドの活用などによる校務事務の高度化、効率化を進めている。

学校園ホームページについては、多くの学校園で毎日更新されるなど、大変活性化されており、学校情報の積極的な発信に効果をあげている。

⑧ 幼児教育センター

市全体の幼児教育の質の向上を図るため、公民すべての幼児教育・保育施設を対象にした基幹的研修や、堺市幼児教育アドバイザー、専門家等派遣による施設に対する助言・相談事業を実施している。また、各施設の中核となる教員の育成をめざし、実践報告や情報交換等の機会の提供を行っている。さらに、幼保小合同研修や就学前5歳児と小学生との交流事業等、円滑な幼小接続のための取組を行っている。

5 学校保健（学校教育部 学校保健体育課）

(1) 保健管理・指導

① 疾病異常と予防対策

幼児児童生徒の疾病については、疾病異常の早期発見と適切な保健が実施できるよう努めている。

ア 令和5年度幼児児童生徒の主な疾病異常

単位：％

疾病別	男 子				女 子			
	幼稚園	小学校	中学校	高 校	幼稚園	小学校	中学校	高 校
う 歯	24.56	32.12	21.40	17.48	30.43	30.29	24.79	6.18
視力異常（1.0未満）	19.51	30.91	46.98	57.72	27.59	35.92	52.85	42.45
肥 満 傾 向	3.94	9.96	11.20	14.82	2.97	7.53	7.21	10.10

イ 予防対策

<う歯ならびに歯周疾患予防対策>

歯科保健指導の充実

適切な歯科保健活動の向上を図るための学校歯科保健研修会の実施

歯や口腔の健康に関心を持たせるための歯の図画・ポスターの募集

<視力保持対策>

眼に関する指導の充実

近視視力の測定、「眼科健康診断調査票」の活用による、遠視等の早期発見

<生活習慣病予防対策>

小児期からの生活習慣病予防に対する指導と保護者への啓発

<姿勢対策>

運動器の疾患及び異常の早期発見と要注意者の管理及び姿勢指導の徹底

③ 心臓検診と腎臓検診

令和5年度検診実施状況

単位：人、％

区 分	心 臓 検 診			腎 臓 検 診			
	小学校(1年)	中学校(1年)	高等学校(1年)	幼稚園	小 学 校	中 学 校	高等学校
受 検 者 数	6,349	6,396	248	292	39,862	19,236	701
管理を必要とする者 (対受検者率)	278 (4.37)	151 (2.36)	7 (2.82)	1 (0.34)	406 (1.01)	515 (2.67)	4 (0.57)
追跡検診者数	857	489	14	0	307	347	2

(注) 1 高等学校に定時制を含む。中学校は夜間学級を除く。

2 受検者数は心臓検診においては一次検診受検者数、腎臓検診においては一次検尿受検者数である。

(2) 安全管理・指導

学校園では、学校環境の安全整備、危機管理体制の確立など安全管理対策に務めるとともに、幼児・児童・生徒に対する安全指導を実施している。

令和5年度学校災害状況

単位：人、件、％

区 分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
在 籍 者 数	298	40,368	20,582	711
災害発生件数	15	1,785	1,601	25
被 災 率	5.0	4.4	7.8	3.5

(注) 1 高等学校に定時制を含む。

2 小・中学校に支援学校小学部・中学部をそれぞれ含む。

6 学校給食 (学校管理部 学校給食課)

(1) 学校給食の実施状況

文部科学省の実施基準に基づき、完全給食（主食・副食・牛乳）を実施している。

なお、中学校給食については、生徒（保護者）が利用するかしないかを選ぶことができる選択制となっており、令和2年3月策定の「全員喫食制の中学校給食の実施に向けた基本的な考え方」において、現在の選択制給食を全員喫食制給食へ移行することを決定し、令和7年6月から開始する予定である。

	学校数	給食種別
小学校	92 校	完全給食
支援学校	3 校 (分校 1 校含む)	完全給食
中学校	43 校	完全給食

(2) 学校給食費（保護者負担額）

小学校・支援学校給食 主食、副食（おかず2～3品）、牛乳

区分	1 食当たり
低学年	245 円
中学年	250 円
高学年	255 円

中学校給食 主食、副食（おかず3～4品）、牛乳

区分	1 食当たり※
標準	310 円
大盛	330 円
小盛	300 円

※主食の量が異なる。

全員喫食制中学校給食モデル校 主食、副食（おかず2～3品）、牛乳

区分	1食当たり
中学生	310円

(3) 堺市の学校給食

学校給食は、栄養のバランスのとれた食事が摂取できるよう工夫されており、成長期にある児童・生徒の健康の保持増進と体位の向上に大きな役割を果たしている。また、安全でおいしく食べられるように調理し、献立は主食、主菜、副菜という料理の分類を基本とし、多様な食品を組み合わせている。

小学校・支援学校は、原則自校調理方式、中学校は民間調理場で調理し、お弁当箱方式で各校に配送している。

(4) 安全安心な学校給食ができるまで

① 小学校・支援学校の給食

【献立作成】

- リスク低減のため堺市内を6区域に分けて、栄養教諭・学校栄養職員が献立原案を作成する。
- ▼ ● 献立区域ごとに献立委員会を開催し、献立原案を基に、学校関係者や保護者代表が意見を交換して、実施される献立を審査する。また、各区域で同じ日に同一食材にならないようにする。

【食材購入】

- 学校給食で使用する食材は、各献立区域の学校関係者や保護者代表、保健所の職員が参加する物資選定委員会において、献立区域ごとに安全な物資を選ぶ。
- 使用する食材は事前にO157などの細菌検査を行う。放射能については、震災以後出荷制限されたことのある産地の農産物等を使用する場合に検査を行い、安全性を確認する。
- ▼ ● 食品専用の冷凍車・冷蔵車・保冷車で配送する。
- 学校納入時に、随時抜き取り検査（細菌検査・理化学検査等）を行う。

【調理作業】（各校の調理場）

- 調理担当者が、食材の期限表示や包装状態、品質などを確認する検収を行い、相互汚染のないように注意し、冷蔵庫・冷凍庫などで保管する。
- 学校給食衛生管理基準に基づき、堺市学校給食衛生管理手引を作成している。調理担当者の健康管理や手洗い・消毒などの衛生管理、食材の十分な加熱調理などを徹底し、安全安心な学校給食を提供する。
- ▼ ● 食材や調理済食品は、保存食用冷凍庫で、-20℃で2週間以上保存している。万一、食中毒やその疑いが発生した場合に発生原因調査のために使用する。

【学校長の検食】（各校）

- 児童が給食を食べる30分前までに、校長が検食を行い、異物の混入がないか・熱が十分通っているか・異味異臭がないか・量や味付けが適切であるかなどを確認する。

② 中学校給食

【献立作成】

- 中学校の栄養教諭と市の管理栄養士が献立原案を作成する。
- ↓ ● 献立委員会を開催し、献立原案を基に、学校関係者や保護者代表が意見を交換して、実施される献立を審査する。

【食材購入】

- 学校給食で使用する食材は、各献立区域の学校関係者や保護者代表、保健所の職員が参加する物資選定委員会において、安全な物資を選ぶ。
- 使用する食材は事前に0157などの細菌検査を行う。放射能については、震災以後出荷制限されたことのある産地の農産物等を使用する場合に検査を行い、安全性を確認する。
- 食品専用の冷凍車・冷蔵車・保冷車で民間調理場へ配送する。
- ↓ ● 民間調理場納入時に、随時抜き取り検査（細菌検査・理化学検査等）を行う。

【調理作業】（民間調理場）

- 調理担当者が、食材の期限表示や包装状態、品質などを確認する検収を行い、相互汚染のないように注意し、冷蔵庫・冷凍庫などで保管する。
- 学校給食衛生管理基準に基づき、堺市中学校給食衛生管理手引を作成している。調理担当者の健康管理や手洗い・消毒などの衛生管理、食材の十分な加熱調理などを徹底し、安全安心な学校給食を提供する。
- ↓ ● 食材や調理済食品は、保存食用冷凍庫で、-20℃で2週間以上保存している。万一、食中毒やその疑いが発生した場合に発生原因調査のために使用する。

【配送】（民間調理場⇒各中学校配膳室）

- 保温カートや保冷ボックス、保温食缶等で温度管理を行い、学校の配膳室まで配送する。

【学校長の検食】（各校）

- 生徒が給食を食べる30分前までに、校長が検食を行い、異物の混入がないか・熱が十分通っているか・異味異臭がないか・量や味付けが適切であるかなどを確認する。

③ 献立の作成方針

献立の作成は、次のような基本方針に基づいて行っており、安全な学校給食が実施できるよう努めている。

〈1〉食中毒の防止を第一に考え、すべての食材を加熱調理する献立とする。

〈2〉調理過程での衛生管理が確実にできる献立を工夫する。

〈3〉栄養摂取、食品構成、嗜好面などに留意しつつ、献立ごとに使用する食材を吟味し、新鮮で安全な食材を工夫して利用する。

下記の基準に基づき献立を作成している。

ア 小学校給食（中学年の児童1人1回当たりの学校給食摂取基準）

エネルギー	たんぱく質 エネルギー比	脂質 エネルギー比	カルシウム	マグネシウム	鉄	亜鉛
kcal	%	%	mg	mg	mg	mg
650	13～20	20～30	350	50	3.0	2.0
ビタミン A	ビタミン B ₁	ビタミン B ₂	ビタミン C	食塩相当量	食物繊維	
ugRAE	mg	mg	mg	g	g	
200	0.40	0.40	25	2.0 未満	4.5 以上	

イ 中学校給食（中学生の生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準）

エネルギー	たんぱく質 エネルギー比	脂質 エネルギー比	カルシウム	マグネシウム	鉄	亜鉛
kcal	%	%	mg	mg	mg	mg
830	13～20	20～30	450	120	4.5	3.0
ビタミン A	ビタミン B ₁	ビタミン B ₂	ビタミン C	食塩相当量	食物繊維	
ugRAE	mg	mg	mg	g	g	
300	0.5	0.6	35	2.5 未満	7 以上	

④ 食材選定・発注

副食の食材については、物資の規格、鮮度等の均一化と購入価格の安定を図るため、学校給食実施時から公益財団法人堺市学校給食協会において、物資の共同購入を実施している。

主食（パン・ごはん）、牛乳については、公益財団法人大阪府学校給食会を通じて調達している。

(5) 学校における食育の推進

子どもたちに食に関する正しい知識や望ましい食習慣等を育成するため、学校における食育を推進する。

食に関する指導については、各学校の教育活動に位置づけ、教育活動全体を通して実施するとともに、学校・家庭・地域が連携した取り組みを実施している。

① 食育推進委員会の設置

本市の子どもたちの食生活に関する実態を踏まえ、食育の実践研究、家庭・地域への啓発等について検討し、食育の推進を図る。

② 栄養教諭の配置

学校給食の管理と食に関する指導を一体的に行う栄養教諭の配置を促進する。

（令和6年度 小・支援学校36人、中学校7人）

③ 食育フェアの実施

学校給食の役割及び子どもたちの食生活習慣形成における食育の大切さ等について、広く市民に啓発する。

④ 食通信の配布

市内小学校・支援学校・中学校の全家庭へ、食育の実践事例や学校給食の献立等の情報を毎月発信する。

⑤ 学校給食レシピ・堺のお弁当レシピ集の作成

学校給食を家庭用にアレンジした「学校給食レシピ」や家庭でのお弁当づくりを支援する「堺

のお弁当レシピ集」を作成（ホームページに掲載）し、広く市民に啓発する。

⑥ 食育講演会の開催

教職員や保護者、市民等に対して、食育講演会を開催し、広く食育の重要性を啓発する。

⑦ 親子料理教室の開催

市内小学校6年児童を対象に、料理教室を開催し、家庭での食育を支援する。

⑧ 中学校給食料理コンテストの実施

市内の中学校生徒を対象に、学校給食料理コンテストを行い、実際の給食の献立に取り入れることで、生徒の給食への関心を高めるとともに、献立の充実を図る。

7 就学援助（学校管理部 学務課）

(1) 就学援助

経済的理由により公立小・中学校に就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助金を支給する。

① 令和6年度就学援助金年間支給額（予定）（児童生徒1人当たり）

単位：円

区 分	小 学 校						中 学 校		
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年
支 給 額	118,065	63,275	64,250	64,250	68,915	87,915	101,900	33,520	88,220

② 令和5年度就学援助者数

単位：人

区 分	小 学 校						中 学 校		
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年
援助者数	798	828	822	887	920	1,090	1,045	1,032	1,233
	5,345<13.32%>						3,310<16.29%>		

（注）< >内数値は市内全児童生徒数（5月1日現在）に占める就学援助者数の割合

③ 令和5年度就学援助早期支給者数

区 分	小学校	中学校
	1 年	1 年
援助者数	478	911
	<7.68%>	<13.00%>

（注）< >内数値は市内新1年予定児童生徒数に占める就学援助者数の割合

(2) 奨学金

教育の機会均等を図るため経済的理由により修学が困難な高校生等に年額上限60,000円、大学生等に年額120,000円を、基金を財源として給付している。

基金名・基金額（令和6年6月1日現在）単位：千円

基 金 名	堺 市 奨 学 等 基 金
現 在 額	945,664

(3) 就学奨励のための諸団体の活動

義務教育の完全就学を図るため、教育委員会及び小・中学校に協力し、次の団体が長期欠席の防止と就学の協力などを行う。

〔就学奨励委員会連絡協議会〕（昭和29年4月設立）

- 組 織 校区就学奨励委員会及び関係諸機関の代表をもって組織する。
- 主な事業 不就学・長期欠席児童生徒を調査発見し、啓発・相談に協力するとともに、越境入学の防止、校区就学奨励委員会相互の連絡調整を行う。

8 学童集団下痢症 （学童集団下痢症補償対策担当、学校管理部 学校給食課）

(1) 0157堺市学童集団下痢症を忘れない日

平成8年7月、学校給食に起因する腸管出血性大腸菌0157による集団食中毒が発生し、児童7,892人を含む9,523人の方々が罹患し3人の児童の尊い命を失った。

また当時、溶血性尿毒症症候群を発症した児童が19年を経過した平成27年10月、その後遺症を原因として亡くなった。

市として、二度とこのようなことを繰り返さないために、これからも当時亡くなられた3人の児童、後遺症により亡くなられた方、そして今なお苦しんでおられる被害者の方々を決して忘れず、事件を風化させないことを目的として、平成8年7月12日に多数の学童が下痢、血便を主症状とする食中毒症状を発症したことから、7月12日を「0157堺市学童集団下痢症を忘れない日」としている。

(2) 0157堺市学童集団下痢症の碑 ^{とわ}「永遠に」

亡くなられた3人の児童を追悼するとともに、事件を記録し、これからも多くの被害者の方々のことを決して忘れず、また、事件を教訓として反省し、二度と繰り返さないことを誓うため、市役所本館正面玄関前に「永遠に」の碑を設置した。（竣工式：平成26年4月6日）



「永遠に」の碑

永 遠 に（原文縦書）

平成八年（一九九六年）七月 学校給食を起因として
腸管出血性大腸菌0157による感染症を引き起こし
尊い三名の児童の命を失いました。

ここに深く反省しおわびするとともに

二度とこのような不幸を繰り返さないことを誓い

犠牲となられた児童のご冥福を心からお祈りいたします。

平成二十六年三月

堺 市
堺市教育委員会

(3) 補 償

集団下痢症に係る被害は、二次感染を含めて学校給食に起因するものとみとめられることから、罹患者に対し一定の基準にもとづき補償を行っている。

① 補償対象

ア 学校給食により腸管出血性大腸菌0157食中毒にかかり、医療機関において治療を受けた者

イ 上記アと同一世帯など相当因果関係のある二次感染者で、医療機関において治療を受けた者

ウ 上記アまたはイに該当する者以外で、学校給食に起因して保菌したと認められる者

② 補償対象者数

9,119人

③ 補償基準と補償合意の状況

区 分	補 償 額	補償対象のうち合意に至った者	
医療機関に通院した者	通院1日につき 8,000円	7,854人	補償を辞退した者 370人
医療機関に入院した者	入院1日につき 16,000円	686人	
HUSを併発した者	入院1日につき 21,000円	138人	
無症状の菌陽性者	見舞金として 5,000円	60人	
補償合意者 計 9,108人		補償金額	766,613,486円

(注) 1. 死亡による賠償金(4人)と後遺障害補償金(2人)を含む。

2. HUS＝溶血性尿毒症症候群